

加古川市学生消防団活動認証制度実施要綱

令和4年4月1日

消 防 長 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）が、在学中に、消防団員として真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことについて、その功績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 認証の対象となる者（以下「認証対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する大学生等及び大学、大学院又は専門学校を卒業して3年以内の者とする。

- (1) 在学中に本市の消防団員として1年以上（他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った者
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防団長が特に必要と認めた者

(申請及び推薦)

第3条 認証対象者のうち、認証を希望する者は、消防団長に認証推薦依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の規定に基づく認証推薦依頼書の提出を受けた消防団長は、認証対象者の消防団活動状況を調査し、推薦に値すると認める場合は、認証推薦書（様式第2号）によって市長に推薦するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の規定による推薦があったときは、速やかにその内容を審査し、認証の可否を決定するものとする。

2 市長は、消防団長に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定に基づき認証することを決定した場合は、学生消

防団活動認証決定通知書（様式第3号）により消防団長に通知しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定に基づき認証しないことを決定した場合は、学生消防団活動審査結果通知書（様式第4号）により消防団長に通知しなければならない。

（認証状等の交付）

第6条 市長は、第4条の審査において認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対し、加古川市学生消防団活動認証状（様式第5号。以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、就職活動時において企業に提出することを目的に、被認証者から加古川市学生消防団活動認証証明書交付申請書（様式第6号）により申請があった場合は、加古川市学生消防団活動認証証明書（様式第7号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

（認証の取消し）

第7条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- （1）刑事事件に関して起訴された場合
- （2）認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- （3）公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- （4）その他認証を取り消すことが適当と認めた場合

2 認証を取り消された者は、既に交付した認証状及び証明書を直ちに市に返却しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。